

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条の規定によって、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 試験の日時

令和七年七月九日（水）午後二時から午後四時まで

二 試験の場所

広島工業大学専門学校（広島市西区福島町二丁目一番一号）

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、菓子製造業、複合型そうざい製造業又は複合型冷凍食品製造業で二年以上菓子の製造に従事したもの
- 3 製菓衛生師法の施行（昭和四十一年十二月二十六日）の際現に菓子製造業に従事している者（前各号に該当する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年を超えているもの又はこの法律の施行の日後で三年を超えるに至ったもの

五 受験手続

1 受験願書の受付期間

令和七年五月七日（水）から令和七年五月二十八日（水）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで。）。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

郵送の場合は、簡易書留郵便とし、令和七年五月二十八日までの消印があるものに限って受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- （一）広島県健康福祉局食品生活衛生課（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五

二七)

- (二) 広島市保健所食品保健課(〒七三〇―〇〇四三 広島市中区富士見町一―番二七号)
大竹市保健医療課(〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一号)
廿日市市健康福祉総務課(〒七三八―八五一二 廿日市市新宮一丁目一―番一号)
府中町民生活部環境課(〒七三五―八六八六 安芸郡府中町大通三丁目五番一号)
海田町福祉保健部健康づくり推進課(〒七三六―八六〇一 安芸郡海田町南昭和町
一四番一七号)

熊野町生活環境課(〒七三一―四二九二 安芸郡熊野町中溝一丁目一―番一号)
坂町保険健康課(〒七三一―四三九三 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目一―番一号)
呉市保健所生活衛生課(〒七三七―〇〇四一 呉市和庄一丁目二番一―三号)
江田島市地域支援課(〒七三七―二二九七 江田島市大柿町大原五〇五番地)
安芸高田市健康・こども未来課(〒七三一―〇五九二 安芸高田市吉田町吉田七九
一番地)

安芸太田町住民課(〒七三一―三八一〇 山県郡安芸太田町大字戸河内七八四番地
一)

北広島町民保健課(〒七三一―一五九五 山県郡北広島町有田一二三四番地)
東広島市医療保健課(〒七三九―八六〇一 東広島市西条栄町八番二九号)
竹原市健康こども未来課(〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号)
大崎上島町保健衛生課(〒七二五―〇四〇一 豊田郡大崎上島町木江四九六八番地

三原市保健福祉課(〒七二三―八六〇一 三原市港町三丁目五番一号)
尾道市健康推進課(〒七二二―〇〇一七 尾道市門田町二―番五号)
尾道市因島総合支所健康推進課(〒七二二―二三九二 尾道市因島土生町七番地四

世羅町健康保険課(〒七二二―一一九二 世羅郡世羅町大字本郷九四七番地)
福山市保健所総務課(〒七二〇―八五一二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号)
府中市健康推進課(〒七二六―〇〇一一 府中市広谷町九一九番地三)
神石高原町健康衛生課(〒七二〇―一五二二 神石郡神石高原町小畠一七〇一―番地

三次市市民課(〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号)
庄原市保健医療課(〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号)

3 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(出願前六か月以内に撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメー
トルの無帽かつ正面上半身のもので、裏面に氏名を記入したもの)

(三) 前記四1に該当する者は、当該施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識

及び技能を修得したことを証する書類

(四) 前記四・二に該当する者は、学校教育法第五十七条又は製菓衛生師法附則第三項に規定する者であることを証する書類及び菓子製造業従事証明書

(五) 前記四・三に該当する者は、菓子製造業従事証明書

(六) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定に合格した者で試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けるものは、その技能検定に合格したことを証する書類

(七) 平成二十三年度以降に製菓衛生師試験を受験した者は、当該受験時の受験票をもつて、前記(三)から(五)までの書類に代えることができる。また、平成二十三年度から令和三年度までの製菓衛生師試験の不合格通知書も同様の扱いとする。

(八) 受験願書の氏名と前記(三)から(七)までの書類の氏名が異なる場合は、戸籍抄本又は謄本を添付すること。

4 その他

受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する場合は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

六 受験手数料

九千四百円

1 この手数料は、次のいずれかの方法により納めること。

なお、いずれの方法においても、納付された受験手数料は返還しない。

(一) 納付書による納付（市町及び県庁の窓口に受験願書を提出する場合）

広島県が発行する納付書により広島県指定金融機関又は広島県収納代理金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納める。

この場合、払込証明書を受験願書の所定欄に貼って提出すること。

(二) 現金による納付（広島市、呉市、福山市及び県庁の窓口に受験願書を提出する場合）

九千四百円分の現金を窓口で納める。

2 次の(一)及び(二)の要件を満たす者は、この受験手数料を全額免除するので、受験願書と必要な書類のほかに、次の(二)の手帳とその写し（発行者印のあるページと本人の氏名・現住所の記載のあるページの写し）を願書提出先へ持参すること（代理人の持参も可）。

(一) 広島県内に住所がある者

(二) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を所持する者

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 携行品

受験票及び筆記用具

九 合格者の発表

令和七年八月十三日（水）に広島県庁舎前の掲示板にその受験番号を掲示するとともに、広島県のホームページに掲載する。また、合格者には文書で通知する。

十 問合せ先

この試験についての問合せは、次のいずれかの場所に行うこと。

- 1 広島県健康福祉局食品生活衛生課（電話（〇八二）五一三―三一〇六（ダイヤルイン））
- 2 広島市保健所食品保健課（電話（〇八二）二四二―七四一七）
大竹市保健医療課（電話（〇八二七）五九―二四〇）
廿日市市健康福祉総務課（電話（〇八二九）二〇―一六一〇）
府中町町民生活部環境課（電話（〇八二）二八六―三二四二）
海田町福祉保健部健康づくり推進課（電話（〇八二）八二三―四四一八）
熊野町生活環境課（電話（〇八二）八二〇―五六〇六）
坂町保険健康課（電話（〇八二）八二〇―一五〇四）
呉市保健所生活衛生課（電話（〇八二三）二五―三五三七）
江田島市地域支援課（電話（〇八二三）四三―一六三七）
安芸高田市健康・子ども未来課（電話（〇八二六）四二―五六三三）
安芸太田町住民課（電話（〇八二六）二八―二一一六）
北広島町町民保健課（電話（〇八二六）七二―七三五三）
東広島市医療保健課（電話（〇八二）四二〇―〇九三六）
竹原市健康子ども未来課（電話（〇八四六）二二―四六九九）
大崎上島町保健衛生課（電話（〇八四六）六二―〇三三〇）
三原市保健福祉課（電話（〇八四八）六七―六二〇五）
尾道市健康推進課（電話（〇八四八）二四―一九六一）
尾道市因島総合支所健康推進課（電話（〇八四五）二二―〇二二三）
世羅町健康保険課（電話（〇八四七）二五―〇一三四）
福山市保健所総務課（電話（〇八四）九二八―一六四）
府中市健康推進課（電話（〇八四七）四四―九一三八）
神石高原町健康衛生課（電話（〇八四七）八九―三三六六）
三次市市民課（電話（〇八二四）六二―六一三四）
庄原市保健医療課（電話（〇八二四）七三―一五五）

十一 その他

郵便によって受験願書等を請求する場合は、封筒の表に「製菓衛生師試験」と朱書し、連絡用の電話番号を明記し、返信用封筒（宛先を明記し、百十円切手を貼った長形三号封筒）を必ず同封すること。